

① 新たな基金の創設と今ある基金の実態について

地方自治法第241条では、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。」と示されており、第2項では、「基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び确实かつ効率的に運用しなければならない。」と記されている。本町の基金の状況については、毎年9月に示される、決算書の中の財産に関する調書で年度末残高等が示されています。また、当初予算においても、主要な施策に関する説明書の中に、年度中の増減額、設置目的などが示されておりますが、ここでは、基金のあり方、運用等について、質問する。

- (1) 今後整備が求められる、インフラ施設、公共施設などで想定される、多額な改修・更新費用に対応するため、その財源を補てんすることを目的として、新たな基金の創設を検討したらどうかと思うがどうか。
- (2) 役目を終えた基金は廃止するなど、検討すべきではないか伺う。
- (3) 法第241条第2項で「确实かつ効率的に運用しなければならない」との記述があるが、本町の具体的な対応を伺う。

② 長が行った専決処分状況について

専決処分とは、議会の権限である事項を、長が替わって処分することと、示されております。本来議会の議決を有する事件について、専決処分で対応した事案について、下記について伺います。

- (1) 令和3年、4年、5年、の3カ年に専決処分で対応した件数について、地方自治法第179条（次の議会でその内容を議会に報告し、承認を求める必要があるもの）に基づくもの、また第180条（その内容を議会に報告しなければならないが承認を求める必要はないもの）に基づくもので行われたそれぞれの件数を伺います。
- (2) 議決を必要とする事件が発生して、臨時議会を開催するとした場合の、開催日までの日数はどれくらいかかるものなのか伺う。